

特記仕様書

特記事項

1. 施工箇所近隣住民等の生活に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講じるとともに、必要に応じ近隣住民等への説明や協力の要請を行うこと。
2. 河川の汚濁等の防止対策については、周辺状況や施工状況により、監督職員と協議のうえ行うこと。
3. 本工事により発生する建設残土は任意処分とし、処分費用と運搬距離10kmの捨土運搬費を計上している。処分費用は明らかに不用になった場合のみ変更する。  
また、捨土の運搬距離は10kmを越えない範囲で実距離により設計変更を行うため請負者は利用する処理施設を監督職員に報告しなければならない。
4. 施工に先立ち、主任監督員と協議し段階確認の種別、確認時期、施工予定時期等を施工管理計画として「施工計画書」に記載して提出すること。  
また、確認が可能となる日の概ね1週間前までに、確認種別、確認内容等を記載した段階確認書を、監督職員へ提出すること。
5. その他施工に関して疑義が生じた場合は監督職員と協議の上、監督職員の指示に従うものとする。